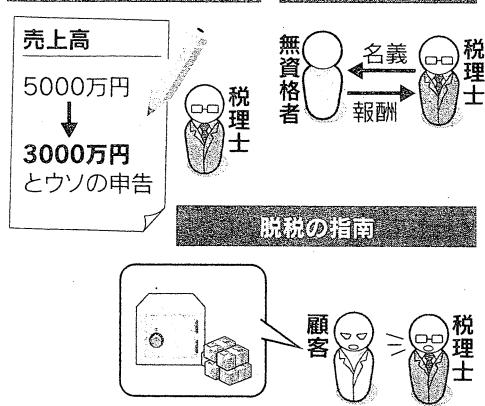


懲戒処分の対象となる行為

電信の技術書類の作成

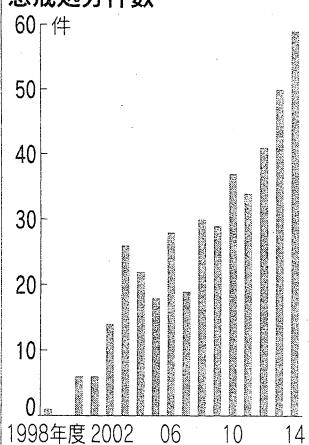
名著曾



10年で3倍、最多を更新

競争激化、モラル低下

税理士・税理士法人に対する 徵収勿分件数



心戒 必増

「ああ、また増えていい
る」。東京都内で個人事
務所を開く30代の男性税
理士がため息をつく。見
つめていたのはパソコン
画面。検索ワードに「税
理士」「顧問料」と入力
すると「格安の決算申告」
「月の顧問料は8千円か
ら」などどうたう同業者
のホームページ（ＨＰ）
がズラリと並んだ。
目立つのは顧問料の安
さを強調し、乗り換えを
誘う文句。この税理士は
「税理士業務に登録でき
る弁護士や公認会計士の
参入も増え、顧客の奪い
合いは年々激しくな
った」と嘆く。
国税庁によると、
度の税理士登録者数
7万5千人。05年度
べ約6千人増えた。
の税理士法改正で立
制が自由化され、報
酬を明示できるよう
って以降、ＨＰやデ
ジタルで地域の相場と
安い顧問料をアピーリ
る税理士が増え、競
争化に拍車をかけて
いった中で急増

▼税理士の懲戒処分規定による年比は、禁止(②)2年以内の業務停止(③)戒告――の3種類が規定されている。顧問生に対する脱税の指南や虚偽の税務書類の作成、無理な報酬請求等が該当する。998年の処分件数は1件だけだったが、その後は増え続け、14年度は50件と過去最多を更新。05年度(18件)からは3倍に増えた。処分の内訳は税理士登録を抹消される「業務禁止」が13件、1年以内の「業務停止」が46件だった。横浜市の60代の男性税理士は「経営環境が厳しくなった」と嘆く。

資格者への名義貸しなどが処分の対象。懲戒処分を受けた税理士は官報に氏名、住所、事務所名などが公告されるほか、処分期間中は国税庁のホームページでも公表される。